

<p>H24 多目的スペースのあるコミュニティ施設 (鉄筋コンクリート造「ラーメン構造」2階建)</p> <p>1. 設計条件</p> <p>ある地方都市において、地域住民及び隣接する公園の利用者が気軽に訪れ、趣味の教室やイベント等を行う交流の場として公園と一体的に利用できるコミュニティ施設を計画する。また、災害時には、地域住民の支援活動の場としても利用できる施設とする。</p> <p>計画に当たっては、次の①～④に特に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①隣接する公園からも、施設を直接利用できるようにする。 ②公園の利用者も気軽に利用できるように、喫茶スペース及び屋外カフェテラスを公園側に配置する。また、公園のイベント時や災害時にも、喫茶スペースの厨房を利用できるようにする。 ③趣味の教室やイベント等を行う交流の場として利用できるように多目的スペースを設ける。また、災害時にも、多目的スペースを活用できるようにする。 ④建築物の耐震性を確保する。 	<p>H25 レストラン併用住宅 (木造2階建)</p> <p>1. 設計条件</p> <p>ある地方都市の住宅地において、夫婦で営む西洋料理のレストラン併用住宅を計画する。敷地内には、レストランにおいて提供する料理に使用するハーブ・野菜等を栽培する菜園を設けるものとする。</p> <p>計画に当たっては、次の①～⑥に特に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①レストラン部分の客用出入口、厨房用通用口及び住宅用玄関の3箇所を、それぞれ独立して設ける。 ②レストラン部分の客用出入口へのアプローチは必ず独立して設ける。ただし、レストラン部分の厨房用通用口へのアプローチと住宅用玄関へのアプローチとは、兼用してもよい。 ③レストラン部分と住宅部分とは、屋内の1階部分で行き来できるようにする。 ④客室に隣接して屋外テラスを設け、客室から屋外テラスへ直接行き来できるようにする。 ⑤菜園は、屋外テラスに近接して配置する。 ⑥建築物の耐震性を確保する。 	<p>H26 介護が必要な親(車椅子使用者)と同居する専用住宅 (木造2階建)</p> <p>1. 設計条件</p> <p>ある地方都市の住宅地において、介護が必要な親(車椅子使用者で妻の母、以下「祖母」という。)と同居する専用住宅を計画する。</p> <p>計画に当たっては、次の①～⑤に特に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①祖母の状態は、車椅子による屋内の移動及び車椅子からベッド・便器への移乗は自力で行うことができ、脱衣・入浴、外出時等には家族による介護が必要である。 ②道路から玄関へのアプローチは、祖母の移動に配慮して、玄関ポーチまで屋外スロープを計画する。 ③1階部分における「各要求室の配置・動線」、「廊下の幅」、「洗面脱衣室・浴室」、「祖母室内の専用の便所」は、祖母の生活・家族による介護に配慮した計画とする。 ④1階部分の各要求室(玄関ホールの土間部分及び浴室を除く。)の床高は、地盤面から500mm以上とする。 ⑤建築物の耐震性を確保する。 	<p>H27 3階に住宅のある貸店舗(乳幼児用雑貨店) (鉄筋コンクリート造「ラーメン構造」3階建)</p> <p>1. 設計条件</p> <p>ある地方都市の商店街において、1階及び2階を貸店舗、3階をこの建築物のオーナーの住宅とする建築物を計画する。貸店舗は喫茶コーナーを併設した乳幼児用雑貨店(知育玩具・絵本・ベビー用品等を販売)とし、1階及び2階を一体の店舗として使用するものとする。</p> <p>計画に当たっては、次の①～⑤に特に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①1階の店舗部分の客用の出入口への主たるアプローチは南側道路(表通り)とし、3階の住宅部分への主たるアプローチは北側道路(裏通り)とする。 ②共用(コア)部分として、3階の住宅部分の玄関に通ずる屋内直通階段及びエレベーターを設ける。共用(コア)部分は、1階及び2階の店舗部分からも出入りできるようにする。 ③共用(コア)部分の屋内直通階段とは別に、1階の売場スペースから2階の店舗部分に通ずる店舗専用階段を設ける。 ④2階の店舗部分には、喫茶コーナーを設け、屋内プレイスペースで遊ぶ幼児を見守ることができるようにする。また、1階部分の屋上(2階フロアレベル)に、2階部分から利用する屋外プレイスペースを設ける。 ⑤建築物の耐震性を確保する。
<p>H28 景勝地に建つ土間スペースのある週末住宅 (木造2階建て)</p> <p>1. 設計条件</p> <p>ある地方都市の中心市街地に住む家族が、車で1時間ほど離れた景勝地において、友人を招いて過ごすことのできる土間スペースのある週末住宅を計画する。</p> <p>計画に当たっては、次の①～③に特に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①南側に広がる山脈の良好な景観を、眺望できる計画とする。 ②居間は、明るく開放的な空間となるように吹抜けを設け、くつろいだ雰囲気と友人と歓談できる場とする。 ③屋外活動の準備等、多目的に利用できる土間スペースを設ける。この土間スペースは居間に隣接し、居間と一体的に使用することができるようにする。 	<p>H29 「家族のライフステージの変化に対応できる三世帯住宅 (木造2階建て)</p> <p>1. 設計条件</p> <p>ある地方都市の住宅地において、子育て世帯(子世帯)が親世帯(夫の両親、以下「祖父母」という。)と同居し、子どもの成長・独立や将来の祖父母の介護等のライフステージの変化に対応し、長く住み続けることのできる住宅を計画する。</p> <p>計画に当たっては、次の①～③に特に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①同居する家族全員が集うことのできる居間、食事室を計画する。 ②子どものプレイルームや夫婦及び祖父母の趣味室として使用する多目的室を計画する。ただし、この多目的室は、将来、祖父母のいずれかが要介護者となった場合に、様々な介護に対応できることを想定し、要介護者の寝室として使用できるようにする。 ③祖父母のいずれかの将来の車椅子使用を考慮して、車椅子使用者用の駐車スペースから玄関ポーチへのアプローチには屋外スロープを計画し、玄関の土間部分には段差解消のためのスペースをあらかじめ確保しておく。なお、玄関の土間部分及び玄関ポーチの地盤面からの高さは350mmとし、1階部分の各要求室の床高(地盤面からの高さ)は500mmとする。 	<p>H30 「地域住民が交流できるカフェを併設する二世帯住宅」 (鉄筋コンクリート造「ラーメン構造」3階建て) ※地震対応の北海道問題を除く</p> <p>1. 設計条件</p> <p>ある地方都市の市街地にカフェ(喫茶店)を併設する二世帯住宅を計画する。カフェは子育て世代の親子や高齢者等の様々な地域住民が集い、交流できる場とし、二世帯住宅はこの建築物のオーナーの親世帯とその子世帯が同居するものとする。</p> <p>計画に当たっては、次の①～④に特に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①カフェ部分には、地域住民が利用できる交流スペースを計画する。 ②カフェ部分と住宅部分は、出入口を明確に分離し、屋内の1階部分で直接行き来できるように計画する。また、住宅部分の玄関は二世帯で共有するものとする。 ③二世帯がそれぞれ独立して生活できるようにするとともに、互いの家族が気軽に行き来できるように計画する。 ④地域住民が交流できるカフェをもつ建築物として、外観及び外構計画に配慮する。 	<p>R1 「夫婦で営む建築設計事務所を併設した住宅」 (木造2階建て)</p> <p>1. 設計条件</p> <p>ある地方都市の住宅地において、夫婦で営む建築事務所(以下、「事務所」という。)を併設した住宅を計画する。</p> <p>計画に当たっては、次の①～④に特に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事務所部分と住宅部分とは、出入口を明確に分離し、屋内の1階部分で直接行き来できるようにする。 ②事務所部分及び住宅部分の各要求室等については、夫婦が働きながら家事をしやすい配置・動線となるように配慮する。 ③住宅部分の居間(A)に隣接した位置に、バーベキューパーティーなどを行うことができる屋外テラスを設け、居間(A)と直接行き来できるようにする。 ④敷地内に保存する既存樹木を活かした外構計画となるように配慮する。

R2 シェアハウスを併設した高齢者夫婦の住まい
(木造2階建)

1. 設計条件

ある地方都市において、共同居住型賃貸住宅(以下、「シェアハウス」という。)を併設した高齢者夫婦の住宅を計画する。シェアハウス部分には、入居者用の3つの個室等を計画するとともに、この建築物のオーナーである高齢者夫婦とシェアハウスの入居者とが交流することのできるLDK(B)を計画する。

計画に当たっては、次の①～③に特に留意する。

- ①シェアハウス部分の各要求室の配置計画に当たっては、入居者同士の交流や入居者のプライバシーに配慮する。
- ②シェアハウス部分のLDK(B)は、高齢者夫婦が居住する住宅部分から屋内で行き来できるようにする。
- ③シェアハウス部分のLDK(B)に隣接した位置に、バーベキューパーティーなどが行うことができる屋外テラスを設け、LDK(B)と直接行き来できるようにする。

過去問分析について

製図試験で重要なことは、**課題文を正しく素早く読む**ということである。課題文を正しく素早く読むための最も効果の高い方法は、過去問の分析である。学科試験も過去問分析が王道というように、製図試験も過去問分析は必須事項である。逆の言い方をすると、製図試験を受けるに当たり、過去問分析をしないで挑むこと自体が間違いであるとも言える。

過去問は、試験制度の見直しとなったH24から現在までの全てを分析する。この取りまとめには、1～2週間程度の時間を要するが、研究会の資料は、その**時間をゼロ**にできると思って頂くと分かりやすい。概ね休日1日を掛けてこの資料をゆっくり読んでいただくと、H24～現在の過去問が理解できるようにまとめている。単純に過去の課題を読んでも、読んでいだけになり内容を把握し難い。研究会の資料は、課題文を下記のように9項目に分けて、その項目ごとに全ての過去問を一覧表に並べて、詳細な分析をし**共通事項**をまとめているので、読むだけでその項目の全体像が見えてくる。

【過去問分析(1)】 1. 設計条件

【過去問分析(2)】 (1)敷地

【過去問分析(3)】 (2)構造、階数及び建築物の高さ

【過去問分析(4)】 (3)延べ面積

【過去問分析(5)】 (4)人員構成等

【過去問分析(6)】 (5)要求室

【過去問分析(7)】 (6)階段、エレベーター及びスロープ

【過去問分析(8)】 (7)屋外施設等

【過去問分析(9)】 2. 要求図書

「**正しく読む**」は、要求室の条件を間違えないことなどもあるが、**出題者の意図**を察知することも含まれる。1項目だけの過去問全てを並べると、その出題パターンが見えてきて出題者の意図が分かるようになる。この項目の定型文は何で、毎年どこを変えて出題されているかなども分かるようになる。

「**素早く読む**」は、その項目での**定型文**をしっかり把握することで、定型文以外をチェックするという読み方ができる。この読み方ができると、通常に読む時間の半分以下の時間で課題文が読めるようになる。製図は、**時間勝負の試験**であるので、「素早く読む」能力は試験前に訓練すべき事項であり、定型文把握が一番効果のある学習法である(課題文の多くの部分は定型文である)。

課題文

「課題文」からは、大きく鉄筋コンクリート造か、木造かが、階数共に分かる。これは、課題発表時に判明するので、該当する過去問を学習して、鉄筋コンクリートの図面または木構造の図面を書けるようにする。

過去の出題は下記の通りである。

H24:鉄筋コンクリート造 2階建

H25:木造 2階建

H26:木造 2階建

H27:鉄筋コンクリート造 3階建

H28:木造 2階建

H29:木造 2階建

H30:鉄筋コンクリート造 3階建

R1:木造 2階建

R2:木造 2階建

1. 設計条件

「1. 設計条件」は、この製図課題の計画地の環境条件や設計目的などが書かれている。

大きくは、**前文**と**留意**(箇条書き)の2つの構成となっている。

この前文は、特段の条件がないことから、何気なく読み終える方も多いが、実は設計上かなり**重要な方針**などが書かれているので、注意して読む必要がある。

前文は、「この地方・・・計画する。」となっている(各年度の内容は下記の通りである)。その後、強調したい内容がある場合(H24、H25、H27)は、補足文が追加されている。この前文は、全体で約60～120文字の内容となっている。その後、「**計画に当たっては、次の①～④に特に留意する。**」が書かれている。

H24:ある地方都市において、・・・を計画する。

H25:ある地方都市の住宅地において、・・・を計画する。

H26:ある地方都市の住宅地において、・・・を計画する。

H27:ある地方都市の商店街において、・・・を計画する。

H28:ある地方都市の中心市街地に住む家族が、車で1時間ほど離れた景勝地において、・・・を計画する。

H29:ある地方都市の住宅地において、・・・を計画する。

H30:ある地方都市の市街地にカフェ・・・を計画する。

R1:ある地方都市の住宅地において、・・・を計画する。

R2:ある地方都市において、・・・を計画する。

計画の**留意事項**は、下記のような**共通事項**が見えてくる。

【共通事項①:耐震性】

H27以前は、毎年、最後の箇条書きで「**耐震性**」が書かれていた。

H28以降は、この「**耐震性**」の文章が割愛された。これは、設計をする場合、耐震性を考慮することは常識との判断から、あえて説明文をする必要が無くなったものと判断できる。従って、この文書が無くても考慮した設計はする必要があると判断できる(今後も書かれない可能性あり)。

H24:④建築物の耐震性を確保する。

H25:⑥建築物の耐震性を確保する。

H26:⑤建築物の耐震性を確保する。

H27:⑤建築物の耐震性を確保する。

H28:－

H29:－

H30:－

R1:－

R2:－

【共通事項②:アプローチ】

「アプローチ」は、外部動線を示すものである。

H24:②公園からも、施設を直接利用・・・

H25:②レストラン部分の客用出入口へのアプローチ・・・

H26:②道路から玄関へのアプローチ・・・

H27:①店舗部分の客用の出入口への主たるアプローチ・・・

H28:－

H29:③駐車スペースから玄関ポーチへのアプローチには屋外スロープを計画し・・・

H30:地域住民が交流できるカフェ・・・外構計画に配慮する。

R1:既存樹木を活かした外構計画・・・

R2:－

【共通事項③:主な要求室】

「主な要求室」の条件は、この留意に書かれている。

ここに書かれている要求室は、この建築物で重要な室であると出題者が言っていることなので、試験では、この要求室に赤マークなどをし、「要求室等」にも同じ赤マークなどをして重要であることを視覚的に認識した方がよい。

H24:②喫茶スペース、屋外カフェテラス、③多目的スペース(災害時も利用)

H25:③レストラン部分、住宅部分、④客室、屋外テラス(菜園隣接)

H26:③要求室の配置・動線、廊下の幅、洗面脱衣室・浴室、祖母専用便所、④要求室の床高

H27:②共用コア、③売場スペース、店舗、④喫茶コーナー、屋内プレイスペース、屋外プレイスペース

H28:②居間(吹抜け)、土間スペース(多目的利用)

H29:①居間、食事室、②多目的室(将来、要介護者の寝室)

H30:①カフェ部分に交流スペース

R1:③屋外テラス

R2:②③交流LDK(B)